

京都市告示第 250 号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和元年 7 月 19 日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
姉小路界わい京町家保全継承地区	約 7.6 ヘクタール

2 姉小路界わい京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市中京区菊屋町及び木之下町、京都市中京区弁慶石町、中之町、天性寺前町、大文字町、丸屋町、中白山町、下白山町、松下町、福長町、柳八幡町、油屋町、姉大東町、丸木材木町、大阪材木町、亀甲屋町、東片町、綿屋町、笹屋町、曇華院前町、梅屋町、車屋町及び柵屋町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)